

財政検証について

1. 従前の財政再計算

- 厚生年金及び国民年金制度は、平成16年改正前においては、法律の規定により、少なくとも5年に一度、保険料（率）の再計算を行うこととされていた。〔財政再計算〕

- 保険料負担については、段階的に保険料を引き上げる段階保険料方式がとられてきたが、将来の保険料（率）の引上げについては見通しを示すにとどまり、法律上は当面の負担水準を定めるのみであったことから、5年に一度の法改正は不可欠なものとなっていた。

2. 平成16年改正後の財政検証

- 平成16年改正では、少子高齢化が急速に進展するなか、将来の現役世代の負担を過重なものとしないうえ、最終的な保険料水準を法律で定め、その負担の範囲内で給付を行うことを基本に、給付水準を自動的に調整する仕組み（保険料水準固定方式）が導入された。

○ 保険料水準固定方式の下では、これまでのような保険料引上げ計画を策定する財政再計算は行われませんが、財政状況を検証するため、少なくとも5年に一度、政府は「財政の現況及び見通し」を作成し公表することとされた（初回は平成16年の5年後にあたる平成21年までに実施）。

○ なお、この「財政の現況及び見通し」の作成及び公表のことを、通常、（厚生年金・国民年金の）財政検証と呼んでいる。

（注）社会保障審議会年金数理部会において、従来から、公的年金各制度の財政再計算結果検証を行っているが、ここでいう（厚生年金・国民年金の）財政検証は、これとは別のものである。

3. 財政検証において行うべきこと

厚生年金保険法及び国民年金法では、政府は以下の①～⑤を実施することとされている。

① 保険料、国庫負担、給付に要する費用など年金事業の収支について、今後おおむね100年間における見通しを作成すること

② 今後おおむね100年間において財政の均衡を保つことができないと見込まれる場合には、政令でマクロ経済スライドの開始年度を定めること。

（注）現在、この開始年度は政令で平成17年度と定められ、マクロ経済スライドは発動しうる状態となっているが、平成12～14年度の物価スライドの特例が解消していないため、マクロ経済スライドによる給付費の調整は行われていない。

③ マクロ経済スライドを行う必要がなくなると認められる場合には、マクロ経済スライドの終了年度を定めること。

- ④ マクロ経済スライドによる調整期間中に財政検証を行う場合には、マクロ経済スライドの終了年度の見通しを作成すること。
- ⑤ ①及び④の見通しを公表すること。

(参考1)平成16年財政再計算までの経緯

平成14年	1月30日	国立社会保障・人口問題研究所が「日本の将来推計人口」を公表
	5月17日	第4回年金部会に「新人口推計の厚生年金・国民年金への財政影響について」を提出
	7月	職業安定局が「労働力率の見通し」を公表
	12月5日	経済財政諮問会議で「年金改革の骨格に関する方向性と論点について」を説明
	12月13日	第12回年金部会に「年金改革の骨格に関する方向性と論点について」を提出・質疑
平成15年	1月20日	内閣府が経済財政諮問会議に「改革と展望 -2002年度改定」参考資料を提出
	3月18日	第18回年金部会で財政再計算の前提条件について検討
	6月16日	第20回年金資金運用分科会で、年金積立金の運用利回りについて検討開始
	6月27日	「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003について」が閣議決定（「積立金については、その水準は将来に向けて、年金の支払に支障のない程度まで抑制する」）
	8月27日	第23回年金資金運用分科会で「運用利回りの範囲について（検討結果の報告）」のとりまとめ
	8月28日	第24回年金部会で、年金資金運用分科会の報告
	9月5日	「平成16年年金改革における給付と負担の見直しについて（坂口試案）」を公表
	9月12日	第26回年金部会で「年金制度改革に関する意見」をとりまとめ
	11月17日	「持続可能な安心できる年金制度の構築に向けて（厚生労働省案）」を公表
	11月18日	経済財政諮問会議に「年金の給付と負担に関する試算結果について」を提出（最終保険料率20%、18%、16%の試算）
平成16年	1月16日	内閣府が経済財政諮問会議に「改革と展望 -2003年度改定」参考資料を提出
	2月10日	年金制度改革法案が閣議決定 平成16年財政再計算結果公表

(参考2) 財政の現況及び見通しに関する法律の規定

厚生年金保険法(昭和29年法律第115号) 一抄一

(財政の現況及び見通しの作成)

第二条の四 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による保険給付に要する費用の額その他の厚生年金保険事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(以下「財政の現況及び見通し」という。)を作成しなければならない。

- 2 前項の財政均衡期間(第三十四条第一項において「財政均衡期間」という。)は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。
- 3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(調整期間)

第三十四条 政府は、第二条の四第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、厚生年金保険事業の財政が、財政均衡期間の終了時に保険給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金(中略)を保有しつつ当該財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、保険給付の額を調整するものとし、政令で、保険給付の額を調整する期間(以下「調整期間」という。)の開始年度を定めるものとする。

- 2 財政の現況及び見通しにおいて、前項の調整を行う必要がなくなつたと認められるときは、政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする。
- 3 政府は、調整期間において財政の現況及び見通しを作成するときは、調整期間の終了年度の見通しについても作成し、併せて、これを公表しなければならない。

(財政の現況及び見通しの作成)

第四条の三 政府は、少なくとも五年ごとに、保険料及び国庫負担の額並びにこの法律による給付に要する費用の額その他の国民年金事業の財政に係る収支についてその現況及び財政均衡期間における見通し(以下「財政の現況及び見通し」という。)を作成しなければならない。

- 2 前項の財政均衡期間(第十六条の二第一項において「財政均衡期間」という。)は、財政の現況及び見通しが作成される年以降おおむね百年間とする。
- 3 政府は、第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(調整期間)

第十六条の二 政府は、第四条の三第一項の規定により財政の現況及び見通しを作成するに当たり、国民年金事業の財政が、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金(中略)を保有しつつ当該財政均衡期間にわたってその均衡を保つことができないと見込まれる場合には、年金たる給付(付加年金を除く。)の額(以下この項において「給付額」という。)を調整するものとし、政令で、給付額を調整する期間(以下「調整期間」という。)の開始年度を定めるものとする。

- 2 財政の現況及び見通しにおいて、前項の調整を行う必要がなくなつたと認められるときは、政令で、調整期間の終了年度を定めるものとする。
- 3 政府は、調整期間において財政の現況及び見通しを作成するときは、調整期間の終了年度の見通しについても作成し、併せて、これを公表しなければならない。

(参考3)調整期間中の年金額の改定に関する法律の規定

厚生年金保険法(昭和29年法律第115号) 一抄一

(調整期間における再評価率の改定等の特例)

第四十三条の四 調整期間における再評価率の改定については、前二条の規定にかかわらず、名目手取り賃金変動率に第一号及び第二号に掲げる率を乗じて得た率を基準とする。ただし、当該基準による改定により当該年度の再評価率(次項各号に掲げる再評価率を除く。以下この項において同じ。)

が当該年度の前年度の再評価率を下回ることとなるときは、一を基準とする。

一 当該年度の初日の属する年の五年前の年の四月一日の属する年度における公的年金各法の被保険者等(この法律若しくは他の被用者年金各法又は国民年金法の被保険者、組合員又は加入者をいう。)の総数として政令で定めるところにより算定した数(以下「公的年金被保険者等総数」という。)に対する当該年度の前々年度における公的年金被保険者等総数の比率の三乗根となる率

二 0.997

※ 国民年金法(昭和34年4月16日法律第141号)第二十七条の四等にも同趣旨の規定がある。

国民年金法等の一部を改正する法律(平成16年法律第104号) 一抄一

(再評価率等の改定等の特例)

第三十一条 厚生年金保険法による年金たる保険給付(政令で定めるものに限る。)その他政令で定める給付の受給権者(以下この条において「受給権者」という。)のうち、当該年度において第一号に掲げる指数が第二号に掲げる指数を下回る区分(中略)に属するものに適用される再評価率(中略)の改定又は設定については、第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第四十三条の四及び第四十三条の五の規定(中略)は、適用しない。

一 (略;物価スライドの特例がない場合の給付水準を示す指数について規定)

二 (略;物価スライドの特例がある場合の給付水準を示す指数について規定)